

日本原燃株式会社
再処理事業所再処理施設
平成30年度第3回保安検査報告書

平成31年2月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
(1) 基本検査項目	1
(2) 追加検査項目	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	5
(3) 違反事項	18
4. 特記事項	19

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成30年11月6日(火)

至 平成30年12月14日(金)

(2) 保安検査実施者

六ヶ所原子力規制事務所

原子力保安検査官 服部 弘美

原子力保安検査官 山中 弘之

原子力保安検査官 上野 賢一

原子力保安検査官 関 典之

原子力保安検査官 田中 秀樹

原子力保安検査官 本間 広一

原子力保安検査官 石井 友章

核燃料施設等監視部門

安全規制管理官 金城 慎司

原子力保安検査官 上出 俊輔 他

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、検査期間中に実施する運転管理状況の聴取、再処理施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

① 事業者対応方針等の履行の実施状況

② 外部事象等に対する体制の整備状況

③ 不適合管理の実施状況

④ その他必要な事項

(2) 追加検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

① 放射性廃棄物の不適切な管理に係る改善状況に係る検査

② 非常用電源建屋への雨水浸入に係る改善状況に係る検査

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「事業者対応方針等の履行の実施状況」、「外部事象等に対する体制の整備状況」、「不適合管理の実施状況」及び「その他必要な事項」を基本検査項目として、また、「放射性廃棄物の不適切な管理に係る改善状況に係る検査」及び「非常用電源建屋への雨水浸入に係る改善状況に係る検査」を追加検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果、「事業者対応方針等の履行の実施状況」については、平成29年度第2回保安検査等で確認された「再処理施設 非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 B 補機室への雨水浸入事象^A」、「JAEA 大洗内部被ばく事故^Bに対する水平展開不足」等の問題に対する、日本原燃株式会社の対応方針（以下「事業者対応方針」という。）について以下を確認した。

「平成29年度第2回保安検査（再処理施設）における指摘事項に係る事業者対応方針^C」（以下「対応方針1」という。）に関しては、現場ウォークダウン^Dで設備の有無及び外觀状態を確認できなかった設備について高所カメラ等を使用し確認したこと、使用済燃料受入れ・貯蔵施設（以下「F 施設」という。）安全冷却水系配管からの漏えい事象^Eを踏まえ、保温材により設備の状態確認ができない安全上重要な設備（以下「安重設備」という。）のうち、屋外の設備は全て保温材を外して状態確認を行ったこと、安重施設のうち、屋内の設備は保温材表面に錆水跡等が確認された物について保温材を外して状態確認を行ったことを確認した。

また、平成11年の建設以降、分解点検していない手動弁等について、直ちに点検計画を策定し点検を行うよう、品質・保安会議からの指示があったものの、再処理事業部内で約1か月間、その指示を展開せず対応が遅れたこと、雨水浸入事象に対する根本原因分析からの提言への具体的な対策及び再処理事業部としての改善活動状況を把握しておらず、実施していない案件があることを見逃していたこと等の問題があり、そうした問題について事業者が管理した状態で実施する方針であることを確認した。

「JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点への事業者対応方針^F」（以下「対応方針3」という。）に関しては、安全・品質本部は、低レベル廃棄物処理建屋（以下「DA 建屋」という。）での作業員の靴底に汚染が確認された事象^G（以下「DA 汚染事象」という。）の根本原因分析からの提言等を踏まえて、放射線管理に関する改善等を各事業部に水平展開していること、再処理事業部では、対応方針3を踏まえ改善が必要な事項は速やかに対応することを確認した。

「全社としての改善の取り組みの強化^H」の活動に関しては、安全・品質本部は現場の問題を拾い上げるため、協力会社への個別訪問を行った結果、「再処理事業部の打ち合

-
- A: 平成29年8月13日の安全上重要な施設である第2非常用ディーゼル発電機の燃料油配管が敷設されている配管ピットに溜まっていた雨水が、当該配管ピットから壁貫通部を通して非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 B 補機室に浸入した事象。
- B: 平成29年6月6日国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）燃料研究棟において発生した核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る事故。
- C: 平成29年度第2回保安検査における再処理施設非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 B 補機室への雨水浸入事象を踏まえた指摘に係る保守管理や巡視・点検等の対応方針。
- D: 再処理工場の全設備を管理下に置くことを目的とし、現場において、手順に従って設備等の現状調査を行うこと。
- E: 平成30年8月6日 F 施設の安全冷却水系冷却塔のベント弁配管の保温材を施工した部分から冷却水が漏えいした事象。
- F: 平成29年度第2回保安検査における全社としての JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でないこと等の指摘に係る対応方針。なお、日本原燃株式会社が策定した事業者対応方針資料2については、再処理施設は直接の対象となっていない。
- G: 平成30年2月15日、作業員の靴底に汚染が確認され、平成29年度第4回保安検査で保安規定第74条及び第99条の違反（監視）と判定した。
- H: 今回の一連の問題に共通する課題と考えられる、「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」、「事実を正確に把握し、説明できない」という問題について、全社の活動を取りまとめた対応方針。

わせでは目的が共有されず何も決まらない会議が多い」、「マネジメントオブザバージョン」¹(以下「MO」という。)を現場パトロールと混同している」等の意見があり、これらの問題を認識し、各事業部にそれらの問題に対し対策の検討を依頼して改善を図りつつあることを確認した。また、事業者対応方針の進捗管理で、安全・品質本部は品質・保安会議での指示事項を各担当へ展開しているものの、その進捗状況を把握していないこと等の改善策として、安全・品質本部は、指示事項に対する回答の期限管理等を行うこと、再処理事業部は、フォローアップ会議の目的を改めて整理し、定期的に開催する方針であることを確認した。

「外部事象等に対する体制の整備状況」については、以下の内容について体制を整備していること及び手順書等を定めていることを確認した。

- ① 台風等に対する体制では、事前対策の要否については安全・品質本部長又は再処理事業本部長が判断し、業務連絡書等で連絡し、事前の点検及び対策を実施すること。
- ② 落雷により発生する異常な高電圧(以下「雷サージ」という。)から電気回路を保護するための保安器の増設等や、落雷発生時に同時に複数の建屋の安重設備で警報が発報した場合、統括当直長は再処理施設の運転を停止することを判断すること。
- ③ 内部火災に対する体制は、火災を発見した際の対応等を整備していること。また、体制の整備状況について、総合的な訓練を年1回実施して、評価していること。

一方、初期消火活動の体制整備に関して、防災管理課長は総合的な訓練の結果及び初期消火活動の体制整備の結果を評価し、必要に応じ改善を行っているものの、それらの結果のうち、再処理事業本部長へ報告したものは総合的な訓練の結果のみであり、初期消火活動の体制整備の結果である資機材の配備、通報連絡体制の整備等について報告していないことを確認した。これに対し、防災管理課長は、今後、初期消火活動の体制に係る計画で定めた活動結果の全てを報告するように改善する方針であることを確認した。

「不適合管理の実施状況」については、DA 汚染事象に係る対応を、前回の保安検査に引き続き確認し、本事象に対する根本原因分析結果から「放射線安全課は作業担当課が行う放射線管理業務に対する助勢を行うのではなく、適切に実施するための指導に徹する」等の6件の提言に対して対策を立案し、活動を実施していることを確認した。

一方、再処理事業所内の予備品組立試験建屋(以下「GL 建屋」という。)(非管理区域)において、空である旨の表示が付されていた収納容器(以下「キャニスタ」という。)の蓋を開放したところ、内部に高レベル廃液ガラス固化建屋(以下「KA 建屋」という。)の塔槽類廃ガス処理設備セル内(管理区域)で使用されていたポンプが収納されていたことから、「不適合管理の実施状況」の一環として、確認を行った。

1: 管理的職位にある社員が、業務や現場の状況(作業実施状況等)を準備段階から完了後の振り返りまでに亘る全工程について、じっくり観察することにより、目標となるふるまいとの差を確認し、改善の手助けとなるような気づき点を提供し、現場の改善につなげる活動。

確認の結果、ポンプ交換及び分解調査作業については、個別の業務としていたが、キャニスタを保管する期間を含め、保管管理に係る計画がなく、一連の業務として管理されていなかったこと、ポンプ交換後の識別表示や保管管理に係る措置を行わず、業務が適切に管理されなかったこと、また、交換及び分解調査のために取り外されたポンプは核燃料物質により汚染された物として位置付けられ、それを収納したキャニスタについても、識別管理を行い適切に取り扱うべきことが、「再処理事業部 作業管理細則」に規定されているにもかかわらず、識別管理の具体的な方法を定めていなかったこと、さらに、キャニスタの表面密度や線量当量率等の表示を行うことが「再処理事業部 放射線作業細則」に規定されているにもかかわらず、それらを実施しなかったこと、管理区域内で開放する容器は、内部が汚染するおそれがあると認識していたにもかかわらず、従来からキャニスタ内部の汚染検査はできないと誤った判断をしており、定められた運用である内部の汚染検査は実施しないまま搬出手続きを行い、非管理区域へ搬出したことを確認した。

これらは、保安規定第10条(業務の計画及び実施)、第74条(保守管理に係る計画及び実施)、第89条(放射線管理に係る計画及び実施)、第104条(物品の移動)及び第105条(事業所内の運搬)に基づく活動が適切に実施されていなかったものであり、保安規定違反と判断した。

「その他必要な事項」として、雑固体(放射性固体廃棄物の仕掛品)を KA 建屋内の一時集積場所ではないエリアでドラム缶等の容器(以下「廃棄容器」という。)に封入し、搬出まで仮置きしていたことについて、当該エリアでは、廃棄容器の転倒防止、火災防止対策等、一時集積場所と同等の安全措置が講じられ、作業計画の策定や仮置きの表示は行っているものの、当該エリアを一時集積場所に指定する等の措置を講じていなかったことを確認した。これに対し、再処理事業部は、当該事象を不適合として管理し、再発防止対策等を検討した上で、対策を実施していく方針であることを確認した。

追加検査項目として実施した「放射性廃棄物の不適切な管理に係る改善状況に係る検査」については、平成28年度第3回保安検査において、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋(以下「FD 建屋」という。)内の廃活性炭を収納したドラム缶から漏えい痕が確認されたことについて、原子力規制委員会にて保安規定違反と判定され、平成30年度第2回保安検査で確認した計画に基づき、廃活性炭を収納したドラム缶の内部確認、廃活性炭の乾燥及び再封入等を実施し、DA 建屋での作業を完了し、分析建屋(以下「AH 建屋」という。)での作業を継続していること、AH 建屋での作業期間を短縮するための検討を実施していることを確認した。

「非常用電源建屋への雨水浸入に係る改善状況に係る検査」については、「事業者対応方針等の履行の実施状況」と併せて確認しており、同項に記載したとおり。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、再処理施設の運転管理状況の聴取、施設の巡視等を行った結果、保安規定に抵触する事項は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、「不適合管理の実施状況」を除き、選定した検査項目に係る保安活動は、問題ないことを確認した。

(2) 検査結果

1) 基本検査項目

① 事業者対応方針等の履行の実施状況

「再処理施設 非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 B 補機室への雨水浸入事象」、「JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開不足」等の問題に係る事業者対応方針等の実施状況について、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。

a. 対応方針1の対策の実施状況

対応方針1は、非常用電源建屋(以下「GA 建屋」という。)の燃料油配管壁貫通部からの雨水浸入事象を踏まえ、保守管理や巡視・点検等の不備について、再処理施設の全設備を管理下に置くための活動等の対策を定めており、この対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 設備を管理下に置くための活動

設備を管理下に置くための活動について、安重設備を除くその他設備(以下「その他設備」という。)のうち、現場ワークダウンにて、現物確認及び状態確認が実施できなかった設備に対して、過去の施工、検査、運転及び機能確認の記録を用いて代替確認を行うとし、対象範囲、代替確認方法を明確化し、代替確認を行っていること、現場ワークダウンで把握した設備のうち、その他設備の保全対象設備と最新の点検計画表を比較し、保守管理計画の有無について確認することを明確化し、実施していることを「自らが管理する全設備全てを管理下に置くための全数把握を目的としたワークダウンの実施計画(改定6)」等により確認した。

再処理事業部が行った現場ワークダウンの妥当性を検証する検証チームは、その他設備を含む部屋及びエリアを対象に実施された現場ワークダウンの検証を行い、現物確認対象の認識不足(水準管理用の表示板及び配管の閉止のためのフランジを確認対象から外していたこと)等、もれなく現場確認を実施するという要求事項を満足しない事例が確認されたことから、確認対象に欠落のあった物については、現場再確認等を実施するよう提言を行ったことを「【報告】現場 WD の検証結果について(非安重建屋内、非安重建屋外)」等により確認した。

各施設課の現場ワークダウン責任者は、検証チームからの提言を受けて現場再確認を実施し、その結果を設備管理会議に報告したことを「STEP1の検証提言に対する現場再確認(非安重屋内、非安重屋外)」の結果について」等により確認した。

現場ワークダウンによる目視確認で、設備の有無及び外観状態を確認できな

かった高所等の設備を対象に、高所カメラ等による確認を実施していること、廃棄物管理施設の平成30年度第2回保安検査において、現場ウォークダウンで目視確認できなかったにもかかわらず、確認済みとして管理されていた高所に設置されたダクト等に対し、ガイドを改定し、再確認を実施していることを「管理下に置く設備に対する維持・管理の再確認の実施計画(改定3)」等により確認した。

F 施設安全冷却水系配管からの漏えい事象を踏まえ、設備保全部は、保温材により設備の外観を確認できなかった屋外の安重設備については、原則として保温材を外して、屋内の安重設備については、保温材表面に錆水跡等が認められる等、腐食が疑われる箇所について、保温材を取り外して確認することをガイドに定めていることを「STEP2-2追加現場把握ガイド(改定6)」等により確認した。

設備保全部は、当該ガイドに基づき、屋外の安重設備は全て保温材を取り外して調査を実施し、屋内の安重設備は保温材表面に錆水跡等が確認された物について保温材を外して調査を行い、結果として既に交換を予定している物以外は、設備に影響を与える腐食等は確認されなかったことを「同様事象調査 調査結果(1/2)「F 施設 安全冷却水系冷却塔 A CW 冷却塔 A ベイ2ベント配管からの漏えい」」等により確認した。

平成30年度第2回保安検査で確認した、安全冷却水系配管のベント弁が、F施設の操業を開始した平成11年以降、分解点検を行っておらず、保温材を付けたまま外観を確認していたことに対して、再処理事業部は、品質・保安会議から、「長期にわたって保修せず、設定している期限を超えている設備については、すぐさま点検を開始する計画を策定すること」等、事業者対応方針に係る活動に関する指示事項等を受けたが、再処理事業部は、当該指示事項等を事業部内で約1か月の間展開していなかったこと、それに対し、全社監視チームから「品質・保安会議からの指示事項に関する再処理事業部での周知方法の改善」について提言を受けて、展開していなかった指示事項等に対する回答をしたものの、指示事項等の意図を正確に把握していない回答であったため、品質・保安会議から「発言者へ指示事項の意図を確認するように」との指示を受けて対応したこと等、当該指示事項について、なお対応が図られていない状況が確認されたことから、再処理事業部に対し、品質・保安会議からの指示事項等を正しく把握し、速やかに対応すべきことを「気付き事項」として指摘した。

これに対し、再処理事業部は、品質・保安会議の指示事項等に対する対応方針及び結果についてフォローアップ会議等で確認すること、品質・保安会議からの指示事項等の趣旨は、品質・保安会議の事務局に適宜確認する等の改善を行っていく方針であることを確認した。

なお、当該指示事項に基づく手動弁等の分解点検については、平成30年度内に着手するとしているが、その計画等がまだ策定されていないことを関係者への聴取により確認した。

(b) 配管ピットへの雨水の再浸入に関する対応

配管ピットへの雨水の再浸入に関する活動として、GA 建屋への雨水浸入事象について、雨水浸入経路となったピットへの恒久措置の結果を報告書として取りまとめ、チェック責任者のチェックを受けるとともに、品質・保安会議に報告し、再処理事業部長の承認を受けたことを「非常用電源建屋 配管ピット雨水流入に対する恒久対策の実施結果について(改定1)」等により確認した。

また、平成30年10月7日及び同年10月31日に GA 建屋配管ピットに液滴が発見された件については、事象登録を行い、雨水対応会議で調査計画を審議して、調査を実施中であることを「非常用電源建屋 配管ピット A 滴下事象原因調査 中間報告」等により確認した。

再処理事業部は、GA 建屋への雨水浸入事象に対する根本原因分析からの提言を踏まえて、個別の対応方針及び対策を検討したものの、再処理計画部が、再処理事業部としての改善活動状況を把握しておらず、活動の遅延や具体的な計画が策定されていない活動があること等を見過ごしていたことが「2017年度第2回保安検査における再処理施設の保安規定違反」RCA 対策効果評価表」等により確認された。これらの事実から、再処理事業部に対し、GA 建屋への雨水浸入事象に対する根本原因分析からの提言に対する活動について管理された状態で速やかに実施すべきことを「気付き事項」として指摘した。

これに対し、再処理事業部は、具体的な対策が検討できていない案件について、早急に具体的な計画を策定すること、再処理事業部内の会議体等で進捗の確認や必要な検討を実施し、管理された状態で改善を行っていく方針であることを確認した。

(c) リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことを再認識し、自らの悪さを見出す活動

リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことの再認識について、計画の中で実施することとしている原子力発電所幹部等との意見交換会において、前回までの結果を踏まえ、危機意識及び自らの悪さの改善を意見交換会のテーマとして選定したこと、発電所長経験者の再処理副事業部長と平成30年9月14日に意見交換会を実施する等、原子力発電所幹部経験者と合計3回意見交換会を実施したことを「第3回パネルディスカッション(議事録)」等により確認した。

当該意見交換の結果、危機意識及び自らの悪さに気づかないことの課題として、起きてはいけない事象を想定して、そのような事象を起こさないための方策を検討すること等の課題を抽出し、再処理計画部が今後対策を立案して、その妥当性について検討し、リスク管理や強い危機意識を持つための意識付けをするために、再処理事業部幹部と各担当課長とのディスカッションを実施予定であることを

「原子力発電所幹部等との意見交換(パネルディスカッション)(案)」等により確認した。

また、再処理計画部は、操業開始に向け、原子力発電所や海外再処理施設等の操業施設の知見も活用し、設備の健全性及び性能の維持について確認し、また、操業を確実にこなせるよう、運転・保守要員に必要な技術を習得・維持させるための教育訓練を実施していくこと等について、必要な時期までに行えるように活動期限を設定し、進捗管理を行うこと等、今後の実施方針等を「保安活動への取り組みができていないことへの対応(できていないことリスト)の今後の管理についての方針書」に示すとともに、その内容を「保安活動への取り組みができていないことへの対応に係る全体計画書(改正3)」に反映し、活動を実施していることを確認した。

b. 対応方針3の対策の実施状況

対応方針3には、平成29年度第2回保安検査(加工施設、廃棄物埋設施設、再処理施設及び廃棄物管理施設)における JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開に係る指摘に対し、安全・品質本部における全社的な水平展開体制の構築、再処理事業部における訓練の強化等の対策について定められており、この対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 安全・品質本部の活動状況

大洗事故に対する水平展開については、当該水平展開実施中に発生した DA 汚染事象の根本原因分析からの提言等を踏まえた調査表を作成し、平成30年9月25日に各事業部に対して展開し、放射線作業時の役割分担を確認する等の調査を行う計画としたこと、平成30年8月6日に JAEA 核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室において発生した汚染事象を踏まえた調査表を作成し、平成30年10月15日に各事業部に展開し、グローブボックスを使用する際の防護装備の現状について確認を行う計画としたことを「JAEA 大洗内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画書」等により確認した。

安全・品質本部は、各事業部の専門的知識を有するメンバーで構成された特別な体制での活動について、調査内容の検討に多くの時間を費やし速やかな水平展開の実施という観点で課題があることに対し、その改善として、調査の実施計画書を段階的に策定し、可能な範囲で調査に着手する等の対策について検討していることを「中間報告書の反映事項の整理・要領類への反映(案)について」等により確認した。

(b) 再処理事業部の活動状況

再処理事業部は、JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点への事業者対応方針を履行するために定めた「再処理事業部における水平展

開計画書(改定1)」に基づき、大洗事故の具体的問題点に対する水平展開調査(調査項目1)、大洗事故の時系列に基づく水平展開調査(調査項目2)及び大洗事故の原因に対する水平展開調査(調査項目3)については終了し、調査結果に対する必要な改善は改善計画書に基づき実施していること、それらの実施状況については、品質保証部が四半期毎に確認していることを関係者への聴取により確認した。

再処理施設の実プロセスを考慮した水平展開に係る調査(以下「調査項目4」という。)については、リスク抽出不足等があると判断し、調査項目4の再調査を実施したこと、当該再調査では、将来設置する施設も調査対象としていたことから、調査に時間がかかるとして、調査完了時期を平成30年11月末から平成31年3月末に変更していたことを「再処理事業部における水平展開計画書(改定1)」に基づく工程表」等により確認した。

これに対し、対応方針3の「速やかに実施すべき事項を明確にして完了目標時期を設定すること。」との方針内容を考慮すれば、将来設置すべき施設に対する調査は、現時点で急ぎ実施する必要はないとの判断から、調査項目4の再調査は、現行設備を優先して実施する等の対策を行うこと、再調査により改善が必要となった事項については、再調査の完了を待たずに改善活動を実施すること等、必要な改善を図った上で活動を実施する方針を関係者からの聴取により確認した。

調査項目4については、「再処理施設等で取り扱う核燃料物質、化学物質等の抽出」及び「再処理施設等におけるリスクの抽出」に係る調査ガイドを制定し、担当課が調査を実施していることを業務連絡書等により確認した。

また、平成30年8月6日にJAEA 核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室において発生した汚染事象を踏まえ、作業員のプルトニウムの吸引等による内部被ばくのリスクの抽出を実施中であることを関係者への聴取により確認した。

平成30年第2回保安検査において確認した、JAEA 大洗内部被ばく事故の深掘り不足に対する根本原因分析で対応方針3の水平展開の問題点として、対応の適時性がないことについての検討が不足していた件について、適時性がないことを問題点として明確にして、根本原因分析を再度実施したことを「根本原因分析の分析報告書(改正1)」等により確認した。

c. 対応方針4の対策の実施状況

対応方針4には、全社の活動として、今回の一連の問題に共通する課題と考えられる「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」ことの対策、「事実を正確に把握し、説明できない」ことの対策、全社におけるチェック機能の強化等について定められており、この対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 安全・品質本部の活動状況

現場の問題を拾い上げるために、協力会社への個別訪問を行った結果、「再処理事業部の打ち合わせでは目的が共有されず何も決まらない会議が多い」、「MO を現場パトロールと混同している」等の意見があり、各事業部に対策の検討を依頼し、改善を図りつつあることを「2018年度協力会社個別訪問」で受けた意見・要望の対応の依頼について」等により確認した。

MO については、被観察者に気付きを与えるような活動ができていない等の課題があるため、事業部間での活動の調整が必要との品質・保安会議における指摘を踏まえ、安全・品質本部が MO の実施状況を調査した結果、MO の被観察者に気付いてもらう活動が弱いこと、観察者が実施方法を正しく理解する必要があること等の問題を抽出し、早期に実施可能な対応として、MO の被観察者が気付いた事項を記録するように記録様式の変更を検討していることを「マネジメントオブバージョン(MO)の実施状況および課題について」等により確認した。

対応方針1、対応方針2及び対応方針3に共通する背景要因の分析について、それらの根本原因分析報告書が取りまとめられたため、共通する要因として現場の課題を経営層に伝えられないこと等を抽出し、要因を解決する対策として経営層の期待事項の明確化を行うこと等を立案し、安全・品質改革委員会へ報告したこと、安全・品質改革委員会での議論を踏まえ、今後、報告書を作成することを「三つの根本原因分析結果を通じて推定される当社の弱みに係る分析とその対策について」等により確認した。

事業者対応方針の進捗は、品質・保安会議で確認することにしており、品質・保安会議での指示事項をリスト化しまとめてはいるものの、指示事項に対するフォローアップが的確に行われていないこと、また、品質・保安会議での指示事項が再処理事業部で十分に認識されていないことに対する改善について、指示事項に対する回答の期限管理を行うこと、議事録を関係者に直接配付すること等の対策を行うことを「品質・保安会議の改善について」等により確認した。

(b)再処理事業部の活動状況

「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」ことの対策としては、「セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化」に係る実施計画書、「保安上重要な約束事項・指摘事項等の管理強化」に係る対応計画書(運営管理部)」等の実施計画書に基づき活動していることを確認した。

チェック責任者の活動については、作業担当の管理職とチェック責任者との意見交換を行い、作業担当の管理職から状況の変化等を感じるようになったとの意見がでたこと、チェック責任者が必要な書類のチェックを行い、チェック結果を定期的に再処理事業部長及び安全・品質本部長に報告し、その実施状況の共有や必要な確認を受けていることを「チェック結果報告(2018年9月19日～2018年10月29日)」等により確認した。

再処理事業部の幹部と、部長、課長級を対象にしたディスカッションについて、

第3回のディスカッションを平成30年12月より実施することとしたこと、各課のグループディスカッションについては、月1回以上実施し、その結果を取りまとめて、出てきた意見等の傾向を確認し、総括した上で、今後、行動目標への設定に用いる予定であること等を「教育訓練実施報告書「自ら気づき、改善していく体質改善および現場状況の把握等に関する計画について」に基づく現場（職場）でのグループディスカッションの実施について（ディスカッション）」等により確認した。

安全・品質本部が行った協力会社への個別訪問で受けた意見・要望については、業務連絡書により安全・品質本部から再処理事業部に対応が依頼され、品質保証部において対象部門の選定を行っており、各課への展開は準備中であること、協力会社からの意見・要望として、「MO 実施後にコーチングがなく、後日チェックシートのような物が送られてきただけ」、「チェックシート等、何も渡されない場合もあり、気づきを与えてもらえない」等の意見が出ていることを業務連絡書等により確認した。

再処理事業部では、MO の本来の活動目的について理解が不足しており、MO が被観察者に気づきを与えるような活動となっていないという課題について、平成30年12月中に計画書を改定し、改善する予定であることを関係者への聴取により確認した。

事業者対応方針の進捗確認について、進捗確認を行っていたフォローアップ会議を、課題解決のための方針を議論する場としたものの、同会議において設備を管理下に置く活動の議論が行われず、必要な議論が行われなくなり、また、当該活動の課題が判明した後も、適時にフォローアップ会議で議論せず、活動状況が低調な状態であったことを「フォローアップ会議 議事録」等により確認した。

さらに、再処理計画部が各部門から情報を集約するのみで事業者対応方針に係る再処理事業部内での活動全体の進捗管理ができていない状況となっていることを関係者への聴取により確認した。

これに対し、フォローアップ会議の目的を改めて整理し、定期的を開催すること等の改善を図り、事業者対応方針に係る活動を管理された状態で実施していく方針であるとの申し出があった。

d. これまでの保安検査等での指摘事項等に対する対応の状況

品質マネジメントシステムに係る報告徴収^J（以下「報告徴収」という。）を受け、平成29年2月28日に原子力規制委員会に提出した報告書を踏まえた改善活動として、安全・品質本部、監査室等が、当該報告書で実施するとして全ての改善活動をアクションプランに基づき実施するとともに、これまでの活動結果の有効性を評価し、こ

J: 平成28年度第3回保安検査において、組織の中心となって品質マネジメントを推進すべき立場である安全・品質本部が、事実と異なる評価結果を不適切な意思決定プロセスでまとめたこと等が確認された。原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第67条第1項の規定に基づき、品質マネジメントシステムが機能していなかった問題に対する原因究明とその是正措置計画を報告することを日本原燃株式会社に命じた。

これらの結果から、当該報告書に基づく改善活動が完了したことを確認した。

改善活動の有効性評価において抽出したさらなる改善の取組みとして、安全・品質本部は「各事業部の活動の強み、脆弱性を明確にした上で、その改善に向けてより一層の積極的な支援を行うこと」等、監査室は「新検査制度の導入に向けて、事業者自らの脆弱性を把握し、自主的に改善を進めることが重要であり、監査活動のより一層の質の向上を行うこと」等の改善活動について、品質目標等に定め、日常業務として実施していく方針であることを確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。

②外部事象等に対する体制の整備状況

外部事象等に対する体制の整備状況について、これまで雨水浸入、落雷及び台風の外部事象により、設備への影響がある事象が発生していることから、台風及び落雷等の外部事象と内部火災に対し、体制の整備状況について、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。

a. 台風等に対する体制の整備状況

台風等に対する事前対策の要否について、安全・品質本部長又は再処理事業本部長が判断するとしていること、事前の点検や対策の実施については、業務連絡書やメール等で連絡を行い、事前対策の例としては、平成30年9月に発生した台風24号の接近前には、安全・品質本部から各事業部へ事前対策の指示があり、屋外の資機材、足場の飛散等に対する対策、クレーンの転倒防止措置（ブームを下ろす）等を行ったことを「台風24号の通過に伴う警戒態勢発令と対応について」等により確認した。

台風24号の接近時に、低レベル廃液処理建屋及びウラン脱硝建屋において、管理区域での一時的な正圧事象が発生したことに対し、台風25号の接近が予想されていたことから、再処理工場長が、閉じ込め専門部会^Kを関与させて対策を検討するよう指示し、平成30年10月4日の閉じ込め専門部会において検討し、台風25号接近前にあらかじめ対策を実施したことを業務連絡書等により確認した。

雨水浸入に対する対策としては、安全・品質本部より、雨水浸入の可能性がある工事現場等について、事前の確認を行うように指示があり、工事現場における雨水の浸入について確認を行ったことを業務連絡書等により確認した。

台風等の発生後の設備点検については、点検の結果を安全・品質本部で取りまとめ、他事業部との情報共有に活用していることを業務連絡書等により確認した。

K: 再処理施設管理区域で一時的な正圧事象等が発生した場合に、専門性を有するメンバーにより当該事象の技術的な問題点を検討し、改善方法等を提言するための会議体。

b. 落雷に関する体制の整備状況

平成27年8月に発生した落雷による機器の故障を受けて取りまとめた報告書に基づき、落雷に対する体制の整備を含めた対策のうち、雷サージから電気回路を保護するために電気回路内に保安器を増設すること及びアイソレータを追加設置することの対策を平成29年6月までに実施したこと、落雷発生時に、安重設備において同時に複数の建屋で警報が発報した場合は、統括当直長が、安重設備が設置されていない建屋を含めて、施設の運転を停止する旨をマニュアルに定めていることを「運転部 落雷発生時の対応マニュアル」等により確認した。

ただし、当該マニュアルにおいては、停止すべき施設の範囲について明確な記載となっていないことから、マニュアルを改定する予定であることを関係者への聴取により確認した。

c. 内部火災に関する体制の整備状況

内部火災に関する体制の整備状況としては、保安規定第30条に基づく初期消火活動の体制整備として、「再処理事業部 初期消火活動の体制に係る計画」に基づき、火災が発生した場合の通報については、火災の発見者が公設消防署と当直長に連絡すること、初期消火活動は、まず当直員が対応し、自衛消防隊が到着後は自衛消防隊の指示に従うこと、初期消火に必要な資機材の管理として、資機材の巡視・点検等を行うこと、初期消火活動の要員について、当直員及び自衛消防隊で必要な人数を確保していること等、体制が整備されていることを「初期消火活動に必要な資機材の配備の記録」等により確認した。

初期消火活動の要員の力量については、実技も含めた教育の実施結果等により評価していることを「評価チェックシート」等により確認した。

保安規定第30条に基づく火災等発生時の措置に係る総合的な訓練として、再処理事業部は年1回の総合消防訓練を実施しており、報告書を取りまとめ、再処理事業部長が承認していること、総合消防訓練の改善事項については各課の課会等で定期的に進捗確認を実施し、対応が行われていることを「平成29年度 再処理事業部 総合消防訓練、異常・非常時訓練 実施報告書」等により確認した。

防災管理課長は、初期消火活動のための体制に係る計画に基づき実施した総合的な訓練及び初期消火活動の結果について評価しているが、再処理事業部長へ総合的な訓練の結果のみを報告しており、資機材の配備、通報連絡体制の整備等について報告していないことが確認されたことから、防災管理課長に対し、必要な対応が確実に行われるように、要領を改定する等、適切に改善すべきことを「気付き事項」として指摘した。

これに対し、防災管理課長は、不適合管理を行い、初期消火活動の体制に係る計画で定めた活動結果の全てを再処理事業部長へ報告するように、必要な改善を図っていく旨、説明があった。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。

③不適合管理の実施状況

新検査制度を踏まえた CAP^Lの運用改善、DA 建屋での作業員の靴底に汚染が確認された事象の是正処置及びその他の不適合事象について、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。また、検査期間中に確認された「核燃料物質により汚染した物品の不適切な管理」について確認した。検査結果は以下のとおり。

a. 新 CAP 制度の実施状況

新 CAP 制度の取組みについては、平成30年10月22日より、現行の不適合管理を継続しながら、新 CAP システムの試運用を開始したことを「新 CAP システム(CR・PICo・PIM)の試運用開始について」等により確認した。

「CAP システムに係る基本規定」に基づき、再処理事業部長が、パフォーマンス改善推進者(以下「PICo」という。)を必要な教育を受けた人員の中から選任していることを「パフォーマンス改善推進者(PICo)指名書」等により確認した。

PICo は、CAP 会合において、コンディションレポートに登録された事案について、現行の不適合管理における不適合レベルを確認するとともに、新 CAP システムにおけるスクリーニングを実施し、品質に影響を及ぼす状態(以下「CAQ」という。)であるか判定していること、CAQと判定された事案については、PICo 会合において、原子力安全への影響の程度と原因の不確かさの程度により CAQ のレベルを判定し、そのレベルに応じた処置方針を策定していることを「再処理事業部 コンディションレポート運用ガイド(試運用版)」等により確認した。また、パフォーマンス改善会議(以下「PIM」という。)において、PICo によるスクリーニング結果、処置方針等について、事業部幹部へ報告していること、試運用開始からPIMを2回開催していることを「再処理事業部 パフォーマンス改善会議運用ガイド(試運用版)」等により確認した。

b. 汚染事象の是正処置状況

DA 建屋での作業員の靴底に汚染が確認された事象について、前回の保安検査に引き続き確認し、本事象に対する根本原因分析結果から「放射線安全課は作業担当課が行う放射線管理業務に対する助勢を行うのではなく、適切に実施するための指導に徹する」等の6件の提言を受け、処置実施計画書を策定し、品質保証課から業務依頼書にて関係部署へ展開していること、廃棄物管理課では、再処理施設で取り扱う超ウラン元素、放射性壊変の仕組み等の基礎的な知識についての教育資料を作成し、教育を実施したこと、放射線安全課は放射性物質による汚染のおそれのある物品で作業エリア外に保管・仮置きする、若しくは他の作業担当課に引渡す場

L:「CAP」とは、是正処置プログラム(Corrective Action Program)の略称で、品質情報を用いて、問題の特定・評価等を行い組織全体の振る舞いを促進することを目的として是正処置を実施していく改善の仕組み。

合には「汚染物品」表示を貼り付ける運用とするため「再処理事業部 放射線作業細則」を改定すること、作業担当課が管理区域で直営作業を行う際は、放射線管理について指導、助言を行うとともに、作業担当課の放射線管理に関する役割分担を明確にした上で、必要に応じて助勢を実施することを「根本原因分析結果に基づく処置実施計画書 件名：低レベル廃棄物処理建屋 作業員の汚染の発生および当該事象に係る保安規定への抵触」等により確認した。

c. 建屋における一時的な正圧事象等の是正処置状況

平成30年8月2日、精製建屋の管理区域において、グローブボックス・セル排風機の切替操作時に仮設足場とダクトのダンパー可動部が干渉したことで発生した一時的な正圧事象について、精製課は、是正処置として、協力会社及び日本原燃株式会社がそれぞれ守るべき足場の適切な管理を行うこと、仮設足場を設置する場合、協力会社は、事前に日本原燃株式会社の工事監理員（以下「工事監理員」という。）とともに現場確認を実施し、可動範囲を含め、既設機器への接触・干渉注意箇所を確認すること、仮設足場の完成の確認結果を工事監理員に報告することをマニュアル等に反映したことを「是正処置処理票（完了） 件名：精製建屋換気設備グローブボックス・セル排風機運転号機切り替え時における計画外閉じ込めモードへの移行及び一時的な正圧」等により確認した。

平成30年8月29日、AH 建屋の分散型制御装置更新工事に伴い、AH 建屋を閉じ込めモード運転としている状態で、同工事の手順の不備により、停止状態であった建屋送風機、建屋排風機が起動し、建屋負圧警報の発報及び一時的な正圧事象について、計装技術課は、応急処置として、建屋送風機及び建屋排風機の停止措置を行い、AH 建屋の負圧状態が事象発生前の状態に復旧したことを「不適合処理票（完了）件名：AH 建屋 建屋換気設備 DCS 更新工事における閉じ込めモード運転中の建屋負圧警報の発報および一時的な正圧状態」等により確認した。

計装技術課は、本件に係る原因として、検電前の接地確認及び接地線の解線実施条件が要領書に記載されていなかったこと、作業中に疑義が生じた場合の報告・相談・協議ルートが要領書に明確に記載されていなかった等の人的過誤の要因を抽出したこと、是正処置として、作業要領書を改定して手順等を明確にしたこと、本件をヒューマンエラー事例概要図集へ追加し、当該資料を用いて周知教育を実施したこと、この是正処置完了をもって、工事を再開したことを「是正処置処理票（完了） 件名：AH 建屋 建屋換気設備 DCS 更新工事における閉じ込めモード運転中の建屋負圧警報の発報および一時的な正圧状態」等により確認した。

今回の事象については、閉じ込め専門部会において、設備的な改善対応の要否について議論し、原因が手順等の不備によることが明確であることから、技術的な審議は要しないとの判断をしていること、今後、手順等の不備であっても、技術的な検討が必要と判断する場合は、閉じ込め専門部会にて審議するとしていることを関係者への聴取により確認した。

d. 核燃料物質により汚染した物品の不適切な管理について

保安検査期間中に、再処理事業所内の GL 建屋(非管理区域)において、空である旨の表示が付されていたキャニスタの蓋を開放したところ、内部に KA 建屋の塔槽類廃ガス処理設備セル内(管理区域)で使用されていたポンプが収納されていたとの報告を受けたことから、「不適合管理の実施状況」の一環として、確認を行った。

確認の結果、ポンプ交換及び分解調査作業については、個別の業務としていたが、キャニスタを保管する期間を含め、保管管理に係る計画がなく、一連の業務として管理されていなかったこと、ポンプ交換後の識別表示や保管管理に係る措置を行わず、業務が適切に管理されなかったこと、また、交換及び分解調査のために取り外されたポンプは核燃料物質により汚染された物として位置付けられ、それを収納したキャニスタについても、識別管理を行い適切に取り扱うべきことが、「再処理事業部 作業管理細則」に規定されているにもかかわらず、識別管理の具体的な方法を定めていなかったこと、さらに、キャニスタの表面密度や線量当量率等の表示を行うことが「再処理事業部 放射線作業細則」に規定されているにもかかわらず、それらを実施しなかったこと、管理区域内で開放する容器は、内部が汚染するおそれがあると認識していたにもかかわらず、従来からキャニスタ内部の汚染検査はできないと誤った判断をしており、定められた運用である内部の汚染検査は実施しないまま搬出手続きを行い、非管理区域へ搬出したことを確認した。

これらは、保安規定第10条(業務の計画及び実施)、第74条(保守管理に係る計画及び実施)、第89条(放射線管理に係る計画及び実施)、第104条(物品の移動)及び第105条(事業所内の運搬)に基づく活動が適切に実施されていなかったものであり、保安規定違反と判断した。(違反の詳細については(3)違反事項を参照)

以上のことから、再処理事業所における核燃料物質により汚染した物品の不適切な管理に係る保安規定違反を除き、当該検査項目に係る保安活動は問題ないことを確認した。

④その他必要な事項

平成30年12月11日、当事務所検査官が、KA 建屋で雑固体(放射性固体廃棄物の仕掛品)を搬出するために廃棄容器へ封入する作業を一時集積場所と異なる場所で行い、搬出まで仮置きしていたことを確認したため、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。検査結果は以下のとおり。

各課長は、各建屋で発生した雑固体を放射性固体廃棄物として保管廃棄する場合、集積から運搬までの保管を一時集積場所にて行うことが「再処理事業所再処理施設保安規定運用要領」に定められているが、KA 建屋において、一時集積場所ではない封入エリアと称するエリア(以下「封入エリア」という。)で雑固体を廃棄容器へ封入し、

運搬まで仮置きしていることを「業務要領書 D 区分廃棄物取扱い作業委託(2018年度) 雑固体封入・払出作業」により確認した。

廃棄容器への封入及び廃棄容器の仮置きについては、作業計画に基づき、エリアの設定、廃棄容器の転倒防止対策、火災防止対策等、一時集積場所と同等の必要な措置が講じられ、仮置きを表示は行われているものの、封入エリアを一時集積場所に指定する等の措置が講じられていないことが確認されたことから、再処理事業部に対し、当該作業のあるべき姿を明確にして、必要な改善を図ることを「気付き事項」として指摘した。

この指摘に対し、再処理事業部からは、当該事象を不適合として管理し、再発防止対策等を検討した上で、対策を実施していく方針である旨、説明があった。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。

2) 追加検査項目

① 放射性廃棄物の不適切な管理に係る改善措置状況に係る検査

平成28年度第3回保安検査で確認された FD 建屋内の廃活性炭を収納したドラム缶からの漏えいに関する保安規定違反に対する是正処置状況を確認することとし、検査を実施した。検査結果は以下のとおり。

「廃棄物保管容器(ドラム缶)の漏えい痕発見事象に係る全体計画書」に基づき、廃活性炭を収納したドラム缶の内部確認、廃活性炭の乾燥及び再封入(以下「廃活性炭の処理等」という。)について、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋(以下「DB 建屋」という。)に保管された廃活性炭を収納したドラム缶のうち、DA 建屋での廃活性炭の処理等が可能であった165本については、平成30年10月26日に終了し、報告書を作成していることを「第2低レベル廃棄物貯蔵建屋廃活性炭ドラム缶の内部点検報告書」等により確認した。

DA 建屋で廃活性炭の乾燥が行えなかったランドリー廃活性炭等については、「第2低レベル廃棄物貯蔵建屋廃活性炭ドラム缶の内部点検実施計画書」に基づき AH 建屋で廃活性炭の処理等を実施していること、作業期間を短縮するために、圧搾スペースの追加確保等の対策を検討していることを「ドラム缶対応会議メモ」等により確認した。

廃活性炭以外の廃棄物の内部確認については、平成30年10月22日に確認終了し、報告書を上覧中であることを関係者への聴取により確認した。

詳細は別添2-1のとおり。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。なお、これら活動については、策定した計画に基づき実施されていることを確認したため、今後は保安調査で確認することとし、保安検査での確認は終了する。

②非常用電源建屋への雨水浸入に係る改善措置状況に係る検査

平成29年度第2回保安検査で確認された GA 建屋非常用ディーゼル発電機 B 補機室への雨水浸入に関する保安規定違反に対する是正処置の実施状況を確認することとし、検査を実施した。検査結果は以下のとおり。

当該検査項目については、「事業者対応方針等の履行の実施状況」における対応方針1の項目と併せて確認しており、同項に記載のとおり。詳細は別添2-2のとおり。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。

(3)違反事項

今回の保安検査において、再処理事業所内の GL 建屋(非管理区域)において、空である旨の表示が付されていたキャニスタの蓋を開放したところ、内部に KA 建屋の塔槽類廃ガス処理設備セル内(管理区域)で使用されていたポンプが収納されていた件について確認した。その結果は以下のとおり。

- 放射線安全課長は、キャニスタの管理区域外への搬出において、本来、物品の移動を規定する保安規定第104条の下位文書である「再処理事業部 管理区域物品移動管理マニュアル」に基づき、キャニスタの蓋を開けて内部表面の放射性物質の表面密度を確認すべきところ、従来から機械保全課の「キャニスタの内部の測定はできない」とした誤った判断について、その妥当性を確認せず、内部については使用環境による代替え評価により、汚染のおそれがないとし、キャニスタ外表面の放射性物質の表面密度の測定結果より管理区域からの搬出基準を満足していると判断したこと。
- 機械保全課長は、核燃料物質により汚染されたポンプをキャニスタに収納した際、放射線管理に係る計画及び実施を規定する保安規定第89条並びに業務の計画及び実施を規定する保安規定第10条第2項の下位文書である「再処理事業部 放射線作業細則」に基づき、キャニスタへの「汚染物品」表示を行うべきところ、その表示を行わないまま保管し、その状態が約3か月間継続されたこと。
- 機械保全課長は、保守管理に係る計画及び実施を規定した保安規定第74条並びに業務の計画及び実施を規定する保安規定第10条第2項の下位文書である「再処理事業所再処理施設保安規定運用要領」に基づき、一連の業務計画を策定すべきところ、ポンプの交換作業、取り出したポンプの分解調査作業、キャニスタの運搬作業は、それぞれ別の業務としており、取り出したポンプの保管管理に係る計画を策定しなかったこと、保安規定第74条(保守管理に係る計画及び実施)の下位文書である「再処理事業部作業管理細則」に基づいて、キャニスタの状態の識別が適切に実施されていなかったこと、調達先を含めた確実な作業管理ができていなかったこと、さらに、当該業務の計画である作業要領書や当日の作業内容を記載した「作業予定表兼日報」等に具体的に定められていなかったこと。
- 機械保全課長は、キャニスタを GL 建屋への運搬する際、保安規定第105条の下位文

書である「再処理事業部 運搬細則(再処理施設)」に基づく核燃料物質によって汚染された物の運搬に対する措置を実施しなかったこと。

当該事象に伴う安全機能への影響、環境への影響及び当該業務従事者等の放射線被ばくの影響はなく、また、日本原燃株式会社は業務計画の策定及び実施並びに調達先を含めた確実な作業管理等に関する改善の必要性を認識し、不適合として管理し、原因分析を行い必要な処置を講じていくとしているものの、現時点においても問題点は多岐にわたること、原子力事業者として基本的な核燃料物質により汚染した物品の管理が適切に行われなかったものであり、原子力安全に影響を及ぼす可能性は否定できない。これらのことから、本件は、保安規定違反と判断する。

日本原燃株式会社は、原因分析を行い、必要な対策を立案するとしていることから、今後の改善状況について、保安検査等において引き続き確認する。

4. 特記事項

不適合管理の実施状況等について確認していたところ、核燃料物質により汚染した物品の不適切な管理に関して、保安規定違反の疑義のある事項が確認されたこと、また雑固体(放射性固体廃棄物の仕掛品)の廃棄容器への封入及び仮置きに関する件に関して、更に詳しく事実関係を確認すべき事項が生じたことから、当初検査期間から9日間延長した。

(別添1)

保安検査日程(1/6)

月 日	11月6日(火)	11月7日(水)	11月8日(木)	11月9日(金)	11月12日(月)
午 前	<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議※1 ●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視
	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2		◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2
午 後	◎「事業者対応方針等の履行」の実施状況※1	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2		◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2
	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 		<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議
勤務時間外					

○:基本検査項目、◆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

※1:日本原燃株式会社再処理事業所(廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(加工施設、廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

※2:日本原燃株式会社再処理事業所(廃棄物管理施設)の保安検査と合同で実施。

保安検査日程(2/6)

月 日	11月13日(火)	11月14日(水)	11月15日(木)	11月16日(金)	11月19日(月)
午 前	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視
				◎事業者対応方針等の履行の実施状況 ※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況 ※1
午 後				◎事業者対応方針等の履行の実施状況 ※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況 ※1
				●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議
勤務 時間外					

○:基本検査項目、◆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

※1:日本原燃株式会社再処理事業所(廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(加工施設、廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

※2:日本原燃株式会社再処理事業所(廃棄物管理施設)の保安検査と合同で実施。

保安検査日程(3/6)

月 日	11月20日(火)	11月21日(水)	11月22日(木)	11月26日(月)	11月27日(火)
午 前	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視
				◎外部事象等に対する体制の整備状況	○不適合管理の実施状況
午 後				◎事業者対応方針等の履行の実施状況 ※2	○不適合管理の実施状況
				●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議
勤務時間外					

○:基本検査項目、◆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

※2:日本原燃株式会社再処理事業所(廃棄物管理施設)の保安検査と合同で実施。

保安検査日程(4/6)

月 日	11月28日(水)	11月29日(木)	11月30日(金)	12月3日(月)	12月4日(火)
午 前	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視
	◎事業者対応方針等の履行の実施状況 ※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況 ※2	◎外部事象等に対する体制の整備状況	◆放射性廃棄物の不適切な管理に係る改善状況に係る検査	◎事業者対応方針等の履行の実施状況
午 後	◎事業者対応方針等の履行の実施状況 ※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況 ※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況 ※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況	◎事業者対応方針等の履行の実施状況
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議
勤務 時間外					

○:基本検査項目、◆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

※2:日本原燃株式会社再処理事業所(廃棄物管理施設)の保安検査と合同で実施。

保安検査日程(5/6)

月 日	12月5日(水)	12月6日(木)	12月7日(金)	12月10日(月)	12月11日(火)
午 前	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視
	○不適合管理の実施状況	○不適合管理の実施状況	○不適合管理の実施状況	○不適合管理の実施状況	○不適合管理の実施状況
午 後	○不適合管理の実施状況	○不適合管理の実施状況	○不適合管理の実施状況	○不適合管理の実施状況	○不適合管理の実施状況
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議
勤務					
時間外					

○:基本検査項目、◆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程(6/6)

月 日	12月12日(水)	12月13日(木)	12月14日(金)
午 前	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視
	○不適合管理の実施状況 □その他必要な事項	○不適合管理の実施状況 □その他必要な事項	□その他必要な事項
午 後	○不適合管理の実施状況 □その他必要な事項	○不適合管理の実施状況 □その他必要な事項	□その他必要な事項
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議
勤務 時間外			

○:基本検査項目、◆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、□:その他必要な事項して検査した項目「雑固体の仮置き状況」●:会議/記録確認/巡視等

保安規定違反(違反)に対する事業者の改善措置状況

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
放射性廃棄物の不適切な管理に係る保安規定違反(違反)に対する改善措置状況	<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>第1節 放射性廃棄物管理に係る計画、実施、評価及び改善 (放射性廃棄物管理に係る計画、実施)</p> <p>第81条</p>	<p>1. 社内標準類への反映</p> <p>①廃活性炭の処理方法及び管理手段を明確にし、社内標準類に規定する。</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>「再処理事業部 低レベル放射性固体廃棄物管理細則」に廃活性炭の水分除去を規定したこと及び廃活性炭取り扱いに係る改善策(加熱式水分計の使用による含水率測定等)を規定する方針で所内の審議を受けていることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】</p> <p>廃活性炭の水分測定方法を効率的に行えるよう見直し、再封入後のドラム缶の定期的な特定容器の確認等に関して「再処理事業部 低レベル放射性固体廃棄物管理細則(再処理施設)」を改定したことを同細則により確認した。</p>	完了
	<p>第2節 放射性固体廃棄物 (放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等)</p> <p>第83条</p>	<p>2. 放射性廃棄物に係る教育の実施</p> <p>①規則要求から再処</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>廃棄物取り扱いにおける留意事項及び他プラント事例に関して再処理施設に</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>理施設保安規定及び下部規定への展開や廃棄物として取り扱う内容物の性状を理解し、これに応じた業務の計画を定め、実施することの保安教育を実施する。</p> <p>3. 外観点検及び養生 ①廃活性炭を収納したドラム缶については、全数の外観確認の後、ビニールシートにより養生を行う。</p>	<p>どのように関連しているかについて、保安教育資料として取りまとめ、廃棄物発生箇所の廃棄物担当者に対し、5月19日に周知教育を実施したこと。また、今後、各課についても、展開教育を実施する予定であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】 新たに放射性固体廃棄物を取り扱う作業を行う者に対する教育を、入所時教育として実施すること、既に放射性固体廃棄物を取り扱う作業を行っている者に対しては、特別教育を実施したことを確認した。</p> <p>【平成29年度第1回保安検査】 廃活性炭を収納した SUS ドラム缶については、全数の外観点検確認後、ビニールシートにより養生を行ったことを確認した。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>4. 内部確認までの措置及び監視強化</p> <p>①外観点検の結果、錆等が確認されたドラム缶については、万一の漏えいリスクを考慮し、簡易的な堰あるいはボックスパレット等の漏えいの広がりを防止できる措置を施し、内部確認・移し替えまでの間、監視強化を行う。</p> <p>5. 廃活性炭の処理等</p> <p>①内部確認を進め、廃活性炭の移し替えを行う。なお、移し替えにあたっては、十分に水切り・乾燥後、活性炭を袋に梱包し、</p>	<p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>廃活性炭を収納したドラム缶の外観確認、ビニールシートによる養生、漏えいに備えた簡易堰の設置等の安全確保のための措置は終了し、錆が認められたドラム缶は不適合管理を行った上で、識別を行い、監視強化のための日々の巡視を継続中であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】</p> <p>錆が認められたドラム缶は使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋(以下「FB 建屋」という。)へ運搬を行ったため、監視強化を解除したことを確認した。</p> <p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>ドラム缶への再封入においては、自然乾燥に加え圧縮乾燥で含水率50%以下にした後、大型袋及び樹脂製ライナー(ポリエチレン製)による多重梱包としていることを確認した。</p> <p>ドラム缶への再封入の作業性向上の</p>	<p>完了</p> <p>完了</p>

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>ドラム缶内側にはあらたにポリエチレン製ライナーを取り付け、封入することの検討を進める。</p>	<p>ため、重量測定による廃活性炭の含水率の算出を加熱式水分計による含水率測定に変更する予定であることを確認した。</p> <p>長期信頼性確認方法を検討した結果、ベンチマークを選定し、定期的(3か月、6か月、12か月、以降年1回)に内部確認を実施するとして確認した。</p> <p>廃活性炭を収納したドラム缶の廃活性炭の処理等は、FD 建屋では平成29年7月、DB 建屋では平成31年3月に終了予定であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第2回保安検査】</p> <p>湿度が高く乾燥しにくい状況を踏まえ、廃活性炭の乾燥のため、乾燥エリアの増加、除湿器の設置等を行ったことを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】</p> <p>廃活性炭を収納したドラム缶の廃活性炭の処理等は、FD 建屋では平成30年3月に終了し、DB 建屋では平成31</p>	

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>年3月に終了予定であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】 廃活性炭を収納したドラム缶の廃活性炭の処理等は、DB 建屋では、廃棄物ドラム缶変形(膨らみ)事象に対する対応により、作業の中断があったが、平成31年3月に終了予定であることを確認した。</p> <p>ベンチマークに対する定期的(12か月毎)な内部確認が実施されていることを確認した。</p> <p>【平成30年度第2回保安検査】 廃活性炭を収納したドラム缶の廃活性炭の処理等は、廃活性炭の乾燥により発生した排水の処理を DB 建屋から、廃活性炭の発生した AH 建屋へ変更したこと、これまでの進捗を反映し完了時期を平成31年3月から平成32年3月に期間を1年延長したことを確認した。</p>	

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>6. 廃活性炭以外の内容物性状に応じた管理の適切性確認</p> <p>①過去の帳票調査や他プラントの容器損傷事例を踏まえ、内容物の性状を再確認する。容器損傷等のリスクが排除しきれないと判断するものについて、内部確認を検討・実施する。調査結果を踏まえ、社</p>	<p>【平成30年度第3回保安検査】 廃活性炭を収納したドラム缶の廃活性炭の処理等は、計画に基づき実施し、DA 建屋では全て終了したこと、AH 建屋では、実施中であること、AH 建屋での作業期間の短縮をするために、圧搾スペースの追加確保等の検討を実施していること等を確認した。</p> <p>【平成29年度第1回保安検査】 内容物状況に応じた管理について、廃棄物の性状の把握、内部確認方法の検討は終了し、現在、内部確認を実施し、平成30年3月に終了予定であることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 内容物状況に応じた管理について、ドラム缶蓋の変形(膨らみ)事象が確認された影響で、平成30年9月まで工程を延長したことを確認した。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>内標準類に規定する。</p> <p>7. 廃活性炭以外の保管廃棄済み廃棄物容器の健全性確認</p> <p>①FD 建屋については、全数について外観目視確認を実施する。</p> <p>②DB 建屋については、視認性を確保し、見落としをなくすための健全性確認方法について改善策を検討する。</p>	<p>【平成30年度第1回保安検査】</p> <p>FD 建屋は平成30年3月15日に終了したこと、DB 建屋は平成30年9月終了予定であることを確認した。</p> <p>【平成30年度第2回保安検査】</p> <p>DB 建屋は平成30年9月に終了したことを確認した。</p> <p>【平成29年度第1回保安検査】</p> <p>FD 建屋については、「廃棄物容器等の健全性確認対応計画書」に基づき、廃棄物容器の全数について、外観目視確認を実施し、5月12日に全数完了したことを確認した。平成28年12月1日以降、外観に異常のある容器はなかった。</p> <p>DB 建屋については、平成28年2月の容器健全性確認に関する運用開始以降、定期的(1回/3月)に目視による健全性確認を実施していること。また、視認性を確保し、見落としをなくすため</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>8. 当該ドラム缶の原因究明</p> <p>①漏えい痕が発生した原因の調査を行う。</p>	<p>の健全性確認方法について、改善策を検討し、実施していることを確認した。</p> <p>【平成28年度第3回保安検査】 当該ドラム缶の原因究明が行われたことを確認した。</p>	完了

保安規定違反(違反)に対する事業者の改善措置状況

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
非常用電源建屋非常用 ディーゼル発電機 B 補機 室への雨水浸入	<p>第2章 保安管理体制 第1節の2 品質保証体制 (業務の計画及び 実施) 第10条2(1)</p> <p>第3章 再処理施設の 操作 第2節 通則 (巡視・点検) 第25条</p> <p>第5章 保守管理 第1節 保守管理に 係る計画、実施、評価 及び改善 (保守管理に係る計画及 び実施) 第74条4</p>	<p>1. 設備の維持管理がで きていなかった燃料油 配管等に対して、適切 に管理下に置くため是 正。</p> <p>①巡視・点検マニユア ルを改定し、配管ピ ット、ケーブルピットを 巡視・点検対象とし て明記する。</p> <p>②ユーティリティ課長 は、配管ピット点検 口を容易に巡視・点 検ができる構造に改 善する。</p>	<p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>①巡視・点検マニュアルを改定し、配管ピット(点検口含む)、ケーブルピットを1日に1回の巡視・点検対象として明記するとともに、雨水浸入の有無を点検項目として追加する。(改定済み)</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>②配管ピット点検口の改善に係る計画は、雨水対応会議、再処理安全委員会、品質・保安会議、チェック責任者の確認を経て、再処理事業部長より承認され、計画に基づき、保安検査中に改善工事が実施されていることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】</p> <p>②配管ピット点検口の改善に係る改</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>善工事を実施し再処理安全委員会の審議を経て、再処理事業部長に報告されたことを確認した。</p>	

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>2. 配管ピット内への雨水浸入防止</p> <p>① 9月27日までにユーティリティ課長は、ピット内の雨水浸入箇所へのコーキング、配管ピット周辺地盤を掘削し、ピット内にかかる地下水圧の低減を図る等の応急措置を実施する。</p> <p>② ユーティリティ課長は、10月末までに、雨水浸入防止の強化のため、ピット躯体及び取合部止水板への防水措置、ピット周辺地盤にコンクリートを舗装する等の恒久対策を行う。</p>	<p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>①ピット内の雨水浸入箇所へコーキング。(実施済み)</p> <p>配管ピット及びコンクリート蓋のコーキング、防水テープ、防災シート及びブルーシートの養生。(実施済み)</p> <p>配管ピット周辺地盤を掘削し、ピット内にかかる地下水圧の低減を図る。(実施済み。)</p> <p>ピット上部にやぐらを組み、ブルーシートで覆う。(実施済み。)</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>②配管ピットの雨水浸入に対する恒久対策は実施計画書に基づき実施され、その結果を「非常用電源建屋 配管ピットの雨水浸入に対する恒久対策の実施結果について」にまとめられたものの、結果報告に不備があり、今後、結果報告を再作成し、雨水対応会議、再処理安全委員会、品質・保安会議で再審議する予定。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>③ ユーティリティ課長は9月末までに全数把握（機器リスト作成及び現場照合）、健全性確認及び保守管理計画の策定を実施する。</p>	<p>【平成29年度第4回保安検査】 ②配管ピットの雨水浸入に対する恒久対策結果を、雨水対応会議、再処理安全委員会、品質・保安会議で再審議したことを確認した。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 ③ユーティリティ課長は全数把握のための機器リストの整備、健全性確認及び保守管理計画を策定し、その結果を「再処理工場のGA建屋配管ピットを管理下に置くための活動結果について」にまとめ、設備管理会議、再処理安全委員会、品質・保安会議で審議され再処理事業部長により承認された。しかしながら、配管ピット本体の健全性確認について、健全性を確認した結果を確認できる記録が作成されていなかったことから、配管ピット本体の健全性を再度実施する。追加される設備（二重蓋、警報装置等）について、機器リスト、点検計画表</p>	

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>に追記する。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 ③配管ピットの現場設備照合結果の記録が不足していたことについて、不適合処理を行い、「自らが管理する設備全てを管理下に置くための全数把握を目的としたウォークダウンの実施計画」に基づき現場確認を行い、記録を作成したことを確認した。追加された設備（二重蓋、警報装置等）について、機器リスト、点検計画表に追記したことを確認した。</p>	

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>3. 設備の全数把握及び健全性確認、並びに保守管理計画の策定、全体の計画書を策定。</p> <p>① 各課長は、12月末までに、再処理施設の全設備の全数把握、状態確認を実施するとともに、保守管理計画の状況を確認し再処理施設の全設備を管理下に置く。</p> <p>② その後、保守管理計画の策定を実施していく。</p>	<p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>① 管理下に置かれていない設備を管理下に置くために「再処理工場の全設備を管理下に置くための全体計画書」を策定し、設備を全て把握し、設備の状態を確認するとともに保守管理計画があるかどうかを確認する活動（全体計画書に定めるSTEP1の活動）を現場ウォークダウンにより確認しており、継続中。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】</p> <p>「再処理工場の全設備を管理下に置くための全体計画書」に、ウォークダウンの検証計画を定め改定したことを確認した。ウォークダウンの検証の具体的な方法をガイドに定め、対象箇所を選定し、ウォークダウンの事務局が検証のためのウォークダウンを実施していることを確認しており、継続中。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】</p> <p>①STEP1の安重設備に関する活動</p>	未完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>は、検証チームからのデータの見直しを除き終了したことを確認した。 非安重設備については、継続中 STEP2の活動は、今後、実施予定。</p> <p>【平成30年度第2回保安検査】 ①STEP1の安重設備に関する活動は、終了したことを確認した。 非安重設備については、継続中 STEP2の活動は、今後、実施予定。</p> <p>【平成30年度第3回保安検査】 ①STEP1の非安重設備については、検証チームからの提言を受けた再WDの実施等の活動を終了し、データの見直しを実施中であることを確認した。 STEP2の活動は、STEP2-2の活動を実施中。</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】 ②今後、実施予定。</p>	

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>【平成29年度第4回保安検査】 ②今後、実施予定。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】 ②今後、実施予定。</p> <p>【平成30年度第2回保安検査】 ②今後、実施予定。</p> <p>【平成30年度第3回保安検査】 ② F 施設について保守管理計画を策定し、点検を実施する計画を策定した。</p>	

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>4. 北陸電力(株)志賀 原子力発電所での雨水流入事象に係る指示文書を受けた調査について、再調査を実施し、12月末までに原子力規制委員会へ報告する。</p> <p>上記の再調査には、漏えい痕等、壁貫通部周辺の詳細状況の調査を追加して実施する。</p>	<p>【平成29年度第3回保安検査】 雨水対応会議の体制及び役割の明確化、事業者対応方針の内容の記載等の改定を実施した「再処理工場 雨水流入に関する対応全体計画書」や漏えい痕等、壁貫通部周辺の詳細状況の調査の追加等を踏まえた改定等を実施した「再処理工場 雨水流入に関する貫通部再調査計画書」に基づき、チェックシートをもとに机上で図面等による確認の後、現場確認(設計図書との整合、止水材料の亀裂、損傷の有無等)が実施され、平成29年12月末までの原子力規制委員会への報告に向け、雨水対応会議で現場確認結果を踏まえた妥当性の確認、物理的な理由等により直接目視確認等による確認ができない箇所の評価を実施中。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】 現場において貫通部に近づいて見ていなかったこと等が検証チームにより</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>確認され、再度調査を行うこととし、「貫通部の亀裂損傷及び漏えい痕に関する再々調査方法」を定め、調査を実施し、評価を実施中。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】 雨水流入に係る委員会指示文書を受けた貫通部の調査報告書については、各課長が作成し、雨水対応会議における確認の後、各部長、再処理工場長及び再処理事業部長が審査し、品質・保安会議において審議した後、社長が承認したこと、再処理事業部長は、審査に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会における審議を受けていることを確認した。なお、「北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号炉の原子炉建屋内に雨水が流入した事象に係る対応について(指示)」に係る再調査結果が平成30年3月13日に提出されたことを確認した。</p>	

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>5. 非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機B 補機室への雨水浸入等の再発を防止するため、要因分析を行い、対策を検討、実施するとともに、原子力規制委員会(2017年9月6日)の指摘を踏まえた事業者対応方針に基づく活動を実施する。</p>	<p>【平成29年度第3回保安検査】 事業者対応方針の資料1:平成29年度第2回保安検査(再処理施設)における指摘事項に係る事業者対応方針に基づき、活動中。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】 根本原因分析を行い、その結果に基づく実施計画書を策定し、活動中。 事業者対応方針に基づく活動も実施中。</p> <p>【平成30年度第2回保安検査】 根本原因分析からの提言に対し、対策として、電力出向者等から電力におけるノウハウを継承しプロパー社員の保全技術力向上を行うこと等の計画を確認した。</p> <p>【平成30年度第3回保安検査】 今後、根本原因分析からの提言に対する具体的な対策を立案し、進捗の確認等を会議体等で行っていくことを</p>	未完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			確認した。	